

議案第20号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 児童厚生員の項、家庭児童相談員の項、ひとり親家庭自立支援員の  
項及び消費生活専門相談員の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。